

第 11 回山形地方裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 平成 20 年 9 月 5 日（金）午後 1 時 30 分から午後 4 時まで
- 2 開催場所 山形地方裁判所第 1 会議室（5 階）
- 3 出席委員 會田鋭一郎，安部敏，押野浩，菅野俊明，北野通世（委員長），鈴木一夫，鈴木和典，滝澤孝臣，廣瀬渉，松岡由美子，三澤栄治，村形修子，吉田修一
- 4 列席職員 櫻井一朗事務局長，國分康宏民事首席書記官，三條桂一刑事首席書記官，朝一圭子事務局次長，小野和夫総務課長

5 議事要旨

（1）山形地方裁判所長，山形地方裁判所委員会委員長あいさつ

（2）新任委員自己紹介

（3）議題「裁判員裁判模擬評議」について

最高裁判所作製の広報用映画「裁判員」の審理場面までを視聴し，それに基づいて模擬評議を行った。

（4）意見交換

模擬評議において評決まで行った後，意見交換を行った。各委員から出された主な意見等は次のとおり。

<主な意見>

執行猶予にする場合の考え方がよく分からない。例えば，再犯の可能性が低いとか，汲むべき事情がある等の類型等を示してもらえないものなのか。

執行猶予を付けるかどうかの判断は難しかった。何を判断材料とするのか最初から迷った。

条文で定められている法定刑の「死刑」，「無期懲役」，「5年以上の懲役」ではすごく差があると思う。

法律の判断は裁判官が今までもやってきたことなので，我々一般国民が参加する意味は，庶民の置かれた立場で，「家族」や「出稼ぎ」といった事情を考

えて意見を言えればいいのであろう。

実際の事件よりも難しかったのではないだろうか。事件の背景が説明されていないし、与えられている情報量も少ない。

制度が始まれば量刑は甘くなるのであろうか。情に流されることなくやっていかなければと思った。

非常に良い経験になった。法律で実施が決まった以上はきちんとやっていかなければならない。

この事件や裁判が世の中にどういう影響を与えたのか、被害弁償はどうなっていたのかがこの映画では分からない。また、なぜ犯行に及んだのかという経緯や精神状態等ももっと検討すべきである。

難しい事案だったが、正にもっともだという論点で評議をしていただいた。委員の発言にもあったとおり、市民としての意見を言うのが重要であろう。

実質的な評議に入る前にいろいろと質問が出たが、これは当然のことと思う。法曹資格を持つ我々が法廷で説明すべきであると感じた。

法曹資格を持たない委員の結論が4対4になったが、国民の目線で見てもらう質の高い議論であった。実際の事件でもこのような議論をしていただければいい結果が出るだろうと安心している。

(5) 次回の予定

希望する意見交換テーマがあるときは、適宜裁判所に申し出ていただくこととした。テーマは、後日、委員に連絡をする。

(6) 次回予定期日

平成21年2月26日(木)午後1時30分から午後4時まで